

国立研究開発法人農業・食品産業技術総合研究機構

第6期中長期目標

令和8年2月27日

財 務 省

農 林 水 産 省

目次

第1	政策体系における法人の位置付け及び役割	1
1	政策体系における農業・食品産業技術総合研究機構の位置付け及び同機構を取り巻く状況	
	(1) 法人の使命	
	(2) 法人の現状と課題	
	(3) 法人を取り巻く環境の変化	
2	第6期中長期目標期間における農研機構の取組方針	
	(1) 政策課題に沿った研究開発及び社会実装	
	(2) 産官学連携のハブとしての機能の強化	
	(3) 研究リソースを最適化するマネジメント	
第2	中長期目標の期間	3
第3	研究開発の成果の最大化その他の業務の質の向上に関する事項	3
1	研究開発マネジメント	
	(1) 農業・食品産業分野のイノベーション創出のための戦略的マネジメント	
	(2) 産官学連携のハブ機能の強化による社会実装の加速化	
	(3) 知的財産の保護・活用及び国際標準化	
	(4) 海外機関との戦略的連携	
	(5) 行政との連携	
	(6) 戦略的な情報発信	
2	農業・食品産業技術研究	
	(1) 高収益地域スマート生産システム	
	(2) ネクスト生産基盤システム	
	(3) 革新的バイオ・フードシステム	
	(4) 環境変動適応生産システム	
3	先端研究基盤の整備と活用	
4	種苗管理業務	
	(1) 農林水産植物の品種登録に係る栽培試験等	
	(2) 育成者権の侵害対策及び活用促進の支援	
	(3) 農作物（飼料作物を除く。）の種苗の検査、指定種苗の集取、立入検査等	
	(4) 健全なばれいしょ及びさとうきびの増殖に必要な種苗の生産、配布等	
	(5) 研究開発業務との連携強化	
5	農業機械関連業務	
	(1) 労働生産性向上等に貢献する農業機械の開発促進	
	(2) 農業機械の安全対策の強化	
6	資金配分業務	
	(1) 生物系特定産業技術に関する基礎的研究の推進	

(2) 民間研究に係る特例業務

第4	業務運営の効率化に関する事項	11
1	経費の合理化	
2	調達の合理化	
3	法人全体のデジタルトランスフォーメーション	
4	研究拠点・研究施設・設備の計画的な整備	
第5	財務内容の改善に関する事項	12
1	業務の効率化を反映した予算の策定と遵守	
2	自己収入の確保	
3	保有資産の処分	
4	繰越欠損金の着実な解消	
第6	その他業務運営に関する重要事項	13
1	ガバナンスの強化	
(1)	内部統制システムの充実・強化及びコンプライアンスの推進	
(2)	研究セキュリティ・インテグリティの確保及び情報セキュリティの強化	
(3)	情報公開の推進等	
(4)	環境対策・安全衛生管理の推進	
2	人材の確保・育成	
(1)	多様な人材の確保と育成	
(2)	人事に関する計画	
(3)	人事評価制度の的確な運用	
(4)	報酬・給与制度の的確な運用	

第1 政策体系における法人の位置付け及び役割

1 政策体系における農業・食品産業技術総合研究機構の位置付け及び同機構を取り巻く状況

(1) 法人の使命

国立研究開発法人農業・食品産業技術総合研究機構（以下「農研機構」という。）は、①農業・食品産業に関する技術上の試験及び研究、調査、分析、鑑定、検査（農機具についての検査に限る。）並びに講習、②生物系特定産業技術に関する基礎的な試験及び研究の委託と成果の普及、③種苗法（平成10年法律第83号）の規定による栽培試験等の業務を行うこととされている（国立研究開発法人農業・食品産業技術総合研究機構法（平成11年法律第192号）第14条）。我が国の農業・食品分野の先端的な中核研究機関として、農業・食品産業の発展と環境保全の両立に貢献し、社会に大きなインパクトを与えるイノベーションの起点となることが期待されている。

(2) 法人の現状と課題

第5期中長期目標期間では、令和2年に閣議決定された食料・農業・農村基本計画等におけるスマート農業の加速化や農業のデジタルトランスフォーメーションの推進、生産基盤の強化等の国の方針を踏まえ、食料の自給力向上と安全保障、農業・食品産業の競争力強化と輸出の拡大、生産性の向上と環境保全の両立等を目指し、社会問題の解決に資する研究開発やその成果の社会実装を推進してきた。また、国立研究開発法人として、みどりの食料システム戦略をはじめとする行政ニーズにも対応してきた。さらに、理事長の強力なリーダーシップの下、組織内の連携を徹底し、基礎から応用に至るまでインパクトのある研究開発を推進するとともに、国内の研究開発ニーズに対して機動的に対応する体制を構築し、農業・食品産業の持続的発展に貢献してきた。とりわけ、スマート農業や新品種開発等は、我が国において農研機構がリードする分野であり、特に新品種開発については国際的にも評価されている。

一方で、施設の多くが耐用年数を迎えつつある中で、良質な研究環境を維持するためには、施設・設備の更新が急務となっている。また、人材の構成や確保の面で、特に50代の職員が多い現状を鑑みるに、今後の研究の継続性やノウハウの継承が課題となることが見込まれる。

(3) 法人を取り巻く環境の変化

我が国の農業は現在、農業従事者の減少と高齢化が著しく進展しており、人口減少に伴い国内市場も縮小している。また、農地は国内需要を賄うために必要な面積の約3分の1程度しかない。このような状況の下、食料安全保障を確保し、農業の持続的な発展を図るためには、人・農地等の資源をフル活用し、食料自給力を確保することが必要である。このため、令和7年4月に閣議決定された「食料・農業・農村基本計画」（令和7年4月11日閣議決定。以下「基本計画」という。）では、食料安全保障の確保、農業の持続的発展、環境と調和のとれた食料システムの確立、多面的機能の発揮、農村の振興を基本方針とし、農業・食品分野での生産性の向上等に資する新たな技術開発と現場への導入が求められている。

さらに、我が国の農林水産物・食品の輸出は、その品質や日本食に対する世界的な関心の高まりを背景に拡大傾向にある。加えて、バイオエコノミーの推進は農業の新たな成長戦略として注目されており、バイオテクノロジーによる新産業の創出や地域経済の活性化が期待されている。一方で、地政学的リスクの高まりにより、農業生産資材等の価格が上昇し、調達の不確実性が増しており、輸入依存からの脱却も急務となっている。

加えて、気候変動の進行により、高温、干ばつ、洪水等の極端現象が頻発し、農業生産への影響も深刻化している。これらは一過性の問題ではなく、すでに構造的リスクとして顕在化しており、今後さらに深刻化することが予測される。こうした影響は、生産現場にとどまらず、食料の安定供給や価格の安定化にも重大な影響を及ぼす。このような環境変化に対応するには、気候変動への適応策を講じるとともに、脱炭素化の推進、化学農薬や化学肥料の使用削減等、環境負荷の低減に向けた取り組みが不可欠であり、自然資本を持続的に活用する環境調和型の生産体系の確立が求められている。また、環境と調和のとれた食料システムの確立に向けては、気候変動対策と併せて、生物多様性の保全を図ることが重要である。

科学技術に関する政策・戦略では、科学技術・イノベーション基本計画や農林水産研究イノベーション戦略等において、重要技術領域の選定、AI for Science等の先端技術の活用、基礎研究から実用化までの推進を戦略的に担う機能の検討、産官学連携の推進等が重要なテーマとなっている。特に、技術的な側面では、近年、AIやデジタルツイン、バイオテクノロジー、リモートセンシング、IoT、量子コンピューター等の先端技術が急速に進展しており、これらの技術を活用することで研究開発のスピードも一段と加速している。こうした技術革新は、食料安全保障、カーボンニュートラル、地域経済の活性化といった多面的な社会課題の解決に直結しており、農業・食品産業分野においても戦略的な導入が不可欠である。

2 第6期中長期目標期間における農研機構の取組方針

上記を踏まえ、第6期中長期目標期間において、基礎から応用に至るまでハイインパクトな成果を創出するため、農研機構の総合力を活かしつつ、理事長のリーダーシップの下、以下の取組を行っていく。

(1) 政策課題に沿った研究開発及び社会実装

食料安全保障の確保、海外等新市場の開拓、環境と調和した持続可能な食料システムの確立等の政策課題解決に資する重点的な研究開発課題を設定し、大学や民間企業等との適切な役割分担のもと連携しつつ、農研機構が中核となり基礎から応用まで一貫した研究開発を行うとともに、効果的・効率的な社会実装を行う。

(2) 産官学連携のハブとしての機能の強化

研究開発から成果の社会実装まで迅速に対応し、イノベーション創出の起点となるために、研究基盤の強化や地域連携拠点の整備等を行い、農研機構が都道府県試験場や大学、民間企業等を繋ぐ、産官学連携のハブとしての機能を強化する。

(3) 研究リソースを最適化するマネジメント

限られた研究リソース（資金・人材・施設）の中で、研究課題等の優先度を勘案しつつ、

農研機構のポテンシャルを最大限引き出す最適ナリソースマネジメントを実施する。

第2 中長期目標の期間

中長期目標の期間は、令和8年4月1日から令和15年3月31日までの7年間とする。

第3 研究開発の成果の最大化その他の業務の質の向上に関する事項

以下の9業務を、それぞれ一定の事業等のまとまり（セグメント又は勘定）として推進し、評価を行う。なお、当該評価は、別途定める評価軸及び指標等に基づき行う。

- ①研究開発マネジメント
- ②農業・食品産業技術研究Ⅰ「高収益地域スマート生産システム」
- ③農業・食品産業技術研究Ⅱ「ネクスト生産基盤システム」
- ④農業・食品産業技術研究Ⅲ「革新的バイオ・フードシステム」
- ⑤農業・食品産業技術研究Ⅳ「環境変動適応生産システム」
- ⑥先端研究基盤の整備と活用
- ⑦種苗管理業務
- ⑧農業機械関連業務
- ⑨資金配分業務

なお、期間中に中間的な評価を実施し、その結果に応じて、研究開発内容等を見直していく。

1 研究開発マネジメント

(1) 農業・食品産業分野のイノベーション創出のための戦略的マネジメント

ニーズを的確に捉えた研究開発やその成果の迅速かつ確実な社会実装を実現する、農研機構の強みを活かした戦略的なマネジメントが重要である。第5期中長期目標期間（以下「第5期」という。）において、本部司令塔機能を大幅に充実・強化し、基礎から応用までのインパクトのある課題を課題解決型で立案する研究開発体制の構築と戦略的な外部資金獲得や研究資源の投入等による研究開発マネジメントを実施してきた。

第6期中長期目標期間（以下「第6期」という。）では、基礎から応用に至るまでハイインパクトな成果を創出する研究開発体制のもと、本部司令塔機能を最大限に活用し、産官学連携のハブ機能を強化することで、イノベーション創出の起点となる研究開発マネジメントを推進する。ハブ機能の強化にあたっては、ステークホルダーとの戦略的連携及び協働体制の最適化を図る。さらに、外部資金の戦略的な確保と研究資源の効果的な活用を進める。

(2) 産官学連携のハブ機能の強化による社会実装の加速化

今後の農業に欠かすことのできないスマート農業や品種等の新技術について、研究開発から成果の社会実装までをスピード感を持って推進することが重要である。第5期では、スマート農業技術活用促進法に基づき、研究開発設備を事業者へ供用する等、新たな産官学連携を進めてきた。また、農研機構の開発した技術の実用化に向けて、ビジネスコーデ

イネーターの活動等により資金提供型共同研究を大幅増加させるとともに、標準作業手順書（SOP）の作成・提供や地域関係者との連携により農研機構の技術・品種を普及した。

第6期では、産官学連携のハブ機能の強化により、農業現場での導入効果が高いコア技術について、地域への実装を促進するとともに、農業者の減少や気候変動等に対応した品種について、普及を加速する。さらに、産業界のニーズとのマッチングにより資金提供型共同研究の拡大を図る。また、IPCSA（スマート農業イノベーション推進会議）等の協議体や施設供用を活用したオープンイノベーションをさらに推進し、技術開発やイノベーション創出を支援する体制を強化する。農研機構発のベンチャー企業に対しては、支援体制を充実させることで、革新的な技術の社会実装を後押しする。

（3）知的財産の保護・活用及び国際標準化

研究成果の社会実装の加速化に向け、民間企業等による研究成果の利用を促すためには、知的財産マネジメントが重要である。第5期では、専門家の招聘等による体制の整備、技術の標準化を追加した「知的財産・標準化に関する基本方針」の策定、職員への研修等により、国内特許出願件数の増加や特許の実施化率の向上等につなげた。

第6期では、研究現場との緊密な連携の下、オープン・アンド・クローズ戦略等の視点を踏まえ、知的財産権の戦略的獲得やノウハウの秘匿化を含む知的財産管理の高度化により、価値ある知的財産の取得を推進する。また、国内外において育成者権や特許等の管理・活用を一層効果的に行うため、外部機関等の活用も含めたライセンス活動を推進する。さらに、研究成果の社会実装を見据え、成果の国内外での活用や市場展開を促進する観点から、国際標準化活動を積極的に展開する。

加えて、「優良品種の保護・活用に関する指針」に基づき、育成者権侵害の未然防止と権利保護の仕組みを強化し、品種の適正な利用と普及を図る。

（4）海外機関との戦略的連携

気候変動等の世界的な課題に的確に対応するためには、海外との連携により研究開発成果を創出していくことが重要である。そのため、第5期は、世界の最先端技術を有する研究機関等との連携を戦略的に強化してきた。

第6期では、トップクラスの研究機関と目的を明確にした連携を進め、科学技術イノベーションを主導しうる、農業・食品産業分野における世界トップレベルの研究開発成果を創出し、農研機構の国際的プレゼンスの向上を図る。また、国際的な研究開発を効果的・効率的に推進するため、国立研究開発法人国際農林水産業研究センター等の関係機関と連携を図る。

（5）行政との連携

我が国の農業・食品産業の競争力強化や持続的発展のためには、国家戦略に沿ったイノベーションの創出、技術・エビデンスに基づく施策の立案や推進が重要となる。また、食品安全、動物衛生、植物防疫等に係るレギュラトリーサイエンスに属する研究等は、農林水産省等の行政部局と研究計画段階から密接に連携し、行政部局のニーズを十分に理解し

て業務を進める必要がある。さらには、災害等への専門技術による機動的な対応が重要である。

これまで、農林水産省との定期的な意見交換に加えて、「みどりの食料システム戦略」等の国の新たな政策に対応する組織の設置、レギュラトリーサイエンスをはじめとする技術・エビデンスに立脚した施策への貢献等を行ってきた。また、能登半島地震等の災害や高病原性鳥インフルエンザウィルスの病性鑑定等の緊急時に適切に対応し、行政に貢献してきた。

第6期も引き続き、農林水産省、関係府省等の行政部局と連携し、限られたリソースの中、組織として持続的かつ確実に緊急時へ対応可能な体制を維持しながら、レギュラトリーサイエンスをはじめとする技術・エビデンスに立脚した施策の推進や災害等への対応体制の整備を通じて、行政に貢献する。

(6) 戦略的な情報発信

AI やゲノム編集等の先端技術分野の進展や、環境保全・食料安全保障の重要性の高まり等、社会情勢や国民意識の変化を踏まえた研究情報の発信が重要である。第5期では、戦略的広報の展開、先端技術に対する国民の理解を得ていく取組等を実施した。

第6期では、最新の研究成果だけでなく、研究開発の役割や農研機構の産官学連携活動への理解を広げ、ステークホルダーや一般国民に対する認知度向上を図るため、多様な広報メディアを戦略的に活用した情報の発信を積極的に行う。また、国民生活の向上や産業の創造・発展に資する先端技術に係る成果について、科学的かつ客観的な情報を、国民に広く分かりやすく提供し、双方向のコミュニケーション活動を推進する。

【重要度：高】

基本計画において、農研機構が産官学連携のハブとなり、我が国の農業・食品分野の研究開発をリードするため、必要な研究基盤や施設の整備・改修を行い、農研機構の機能強化を図るとともに、都道府県試験場や大学、民間企業との連携を強化して地域の課題に対応した研究開発を推進し速やかな現場実装を実現することとされており、そのための研究開発マネジメントが極めて重要である。

2 農業・食品産業技術研究

農林水産分野における研究開発は、単なる技術革新にとどまらず、国の食料政策や農業振興に直結する重要な役割を担っている。近年では、食料安全保障の確保や環境との調和、地域活性化等、複合的かつ喫緊の政策課題への対応が求められており、政策からのバックキャストによる研究開発が必要である。

第6期においては、スマート農業や品種開発といった個別分野ごとの研究課題の設定ではなく、食料・農業・農村基本計画や農林水産研究イノベーション戦略等に基づき、生産から流通、消費までを含む食料システム全体を視野に入れ、食料安全保障の確保（高収益地域スマート生産システム及びネクスト生産基盤システム）、海外等新市場の開拓（革新的バイオ・フードシステム）、環境と調和した持続可能な食料システムの確立（環境変動適応生産システ

ム) という政策的な目標との整合性を重視した研究課題を設定する。また、食料安全保障の確保については、地域課題を的確に把握し、地域の実情を踏まえた技術開発を進める（高収益地域スマート生産システム）とともに、効率的な研究開発を実現するため、地域間で共通に活用できる基盤技術（ネクスト生産基盤システム）を整備し、両者を有機的に連携させながら研究開発を推進する。

また、将来のイノベーションにつながる技術シーズの創出を目指すために重要な出口を見据えた基礎研究を、適切なマネジメントの下、着実に推進する。

(1) 高収益地域スマート生産システム

農業者の急速な減少や高齢化が見込まれる中、我が国の農業を支えるためには、中山間地域を含む地域農業の維持や持続的な発展が必要であり、地域農業の生産性及び収益性の向上と担い手の確保により、農業経営の安定化を実現することが重要である。このため、地域農業研究センターは各地域における産官学連携と技術普及の拠点として、都道府県試験場や大学、民間企業等と連携し、技術の開発や実用化に向けた改良、技術普及に取り組む。具体的には、気象・土壌条件、経営体の規模等の地域農業の実情やニーズを踏まえた、スマート農業技術による生産システムの開発と高度化・低コスト化や、地域特性や気候変動にも対応した多収・高品質な新品種の開発を推進する。また、スマート農業技術とそれに適した品種を組み合わせる等、開発した複数の技術をパッケージ化して展開するとともに、技術導入による経営的効果の可視化等により普及を促進し、生産性向上と高収益化による農業経営の安定化を実現し、食料安全保障の確保に貢献する。さらに、地域資源の有効活用により、海外に依存する生産資材の国産への代替のための研究開発や有機農業等、農産物の高付加価値化に資する研究開発を行い、持続可能な生産システムの構築と地域農業の活性化に貢献する。

(2) ネクスト生産基盤システム

農業者の急速な減少や高齢化に加えて、気候変動による農業生産への影響、農業インフラの老朽化等が課題となっている。深刻化するこれらの課題に早急に対応するには、従来の研究開発を発展させ、生産性や効率性を飛躍的に向上させる研究開発や、各地域農業に共通する基盤技術の開発が重要である。

このため、大区画・スマート農地基盤の整備技術や農業水利施設の保全技術等の開発を通して、強靱な農業インフラの構築を目指す。また、AI等を搭載したスマート農機や電動農機の開発や、スマート育種支援システムの開発、同システムを活用した高収量・高品質で環境適応力が高い先導的な新品種の開発、効率的な家畜飼養管理と気候変動や省力化に対応する飼料生産・利用技術等の生産基盤技術の開発を推進する。従来技術を飛躍的に発展させた生産基盤技術を地域農業研究センターと連携して実用化することで、我が国の食料安全保障の確保に貢献する。

(3) 革新的バイオ・フードシステム

世界的な食市場やバイオエコノミー市場の拡大が進行する中、稼げる農業・食品産業の

実現に向け、産業競争力を強化して、今後も成長が見込まれるこれらの市場を開拓することが重要である。

このため、高付加価値化やフードロス削減等に資する品質評価システムや品質保持技術等を開発し、輸出力を強化するとともに、国内供給量の確保と輸出拡大の両立を図るため、省力化や作業の機械化・自動化に適した果樹・野菜等の品種・栽培システム等の開発を進め、生産力を高める。また、バイオテクノロジーとデジタル技術の融合等による健康長寿社会等に対応する新食品・新ビジネスモデルの開発や、生物機能等を活用した革新的素材の開発を行い、新たなバイオ産業を創出する。これらによって産業競争力を強化し、新市場開拓に貢献する。

(4) 環境変動適応生産システム

気候変動により食料生産・供給が不安定化している中、食料生産が環境に負荷を与える側面にも着目し、温室効果ガスの排出削減や生物多様性の保全等、環境と調和のとれた食料システムの確立を推進する必要がある。また、物流・人流のグローバル化等による植物病害虫や家畜疾病の侵入・発生リスクが増大している。

このため、農畜産業における温室効果ガス削減等、気候変動の影響を緩和する管理技術や、気候変動に適応する生産技術、気候変動の影響の評価技術、化学肥料・化学農薬の使用低減等、環境に配慮した技術を開発し、環境と調和を図りつつ持続的に食料生産が可能な食料システムの確立に貢献する。また、病害虫・雑草の環境負荷低減型総合防除技術や、家畜疾病の予防・診断・防除技術を開発し、農畜産物被害の軽減による持続的で安定した農業の実現に貢献する。

【重要度：高】

我が国が直面する農業・食品分野の喫緊の課題であり、基本計画に掲げられている基本的な方針に基づき、国立研究開発法人である農研機構が中心となって研究開発を行っていく必要があるため、重要度は高い。

3 先端研究基盤の整備と活用

国内農業の課題や急速に変化するニーズに対応し、研究開発を加速させるためには、農業・食品産業技術研究で取り組む基礎から実用化までの研究開発の推進とともに、AI・ロボティクス・シミュレーション等の先端技術を活用した技術開発が不可欠である。これまで、農業・食品分野の「Society5.0」実現に向け、農業データ連携基盤等のデジタル基盤の強化や、AI人材の育成、ゲノム育種研究基盤の整備・拡充等、研究情報基盤を核とした基盤技術の高度化とその徹底活用を行ってきた。

第6期はそれらをさらに発展させ、全国から集積した多様なデータとシミュレーション技術の徹底活用により、地域・品種・環境等に適応可能なサイバーフィジカルシステムの基盤技術を構築する。具体的には、省人化を可能にするAI・ロボティクス技術開発の推進、ゲノム・代謝物等のマルチオミクス情報研究基盤の整備とスマート育種や創農薬等への活用、多様な遺伝資源の確保と形質や遺伝子情報等の充実による遺伝資源のさらなる高度化、人工気

象室を活用した気候変動への適応シミュレーション等により研究基盤を強化する。これら基盤技術を活用した研究成果の創出を通じて、日本の農業・食品産業のデジタル化と持続的発展に大きく貢献する。

4 種苗管理業務

(1) 農林水産植物の品種登録に係る栽培試験等

①栽培試験及び現地調査の着実な実施

種苗法に基づく品種登録審査に必要な農林水産植物の栽培試験及び現地調査（以下「特性調査」という。）について、我が国の農業振興における重要度を考慮した農林水産大臣の指示に基づき、毎年度、農林水産省及び農研機構が実施する特性調査点数の70%以上、第6期末までに75%以上を農研機構が適切に実施する。

将来的に全ての出願品種について、適切な特性調査が実施可能となるよう体制整備を図ることとし、特に、第6期においては、果樹（リンゴ、モモ、ブドウ）、イチゴ等の特性調査の着実な実施に加え、栽培試験の実施場所の見直し、現地調査の推進等による特性調査の実施体制を強化するとともに、特性調査に当たっては、DNA マーカー等先端技術の導入、適切な特性調査に必要な施設・機材の整備、既存の調査方法の見直し等による効率化に取り組む。

また、優良品種の保護・活用と育成・普及を目的として、新品種を海外出願する場合等において、他よりも優先して審査を進めるための特性調査の実施について検討し、取り組む。

さらに、農林水産省が新規作成及び改正する種別審査基準のうち、一定の品種登録出願が見込まれ、適切な品種保護のために改善が求められる種別審査基準について、新規作成及び改正に必要な栽培調査を計画的に実施し農林水産省に情報提供する。

目標期間中には、種別審査基準の新規作成及び改正に係る情報提供を20件以上行う。また、種別審査基準の新規作成に代わり、農林水産省令で定める農林水産植物の「その他」区分における審査基準を用いた特性調査の実施について検討し、取り組む。

特性調査の結果は、品種の審査特性となることを考慮した上で取りまとめ、第6期中長期期間の最終年度には年度内平均75日以内に農林水産省に報告する。

②国際的調和の推進と植物新品種保護国際同盟への貢献

海外における我が国の登録品種の特性データの活用促進と品種登録審査の国際的な調和に資するため、植物新品種保護国際同盟（UPOV）が開催する会議に職員を派遣し、テストガイドライン作成等、植物品種保護の国際的なルールメイキングに積極的に参画し、我が国の意見を反映するとともに国際貢献を推進する。

また、UPOV加盟国における特性調査に係る新技術の開発・利用状況や有用な先進事例を含む最新動向の情報収集、これら技術の我が国審査業務への導入の検討、各国審査当局との技術交流を推進する。

さらに、国際的な審査協力として、海外審査機関からの要望を踏まえ、提供可能な特性調査結果の提供を行うとともに、オランダ、イギリス、南アフリカ等の先進的な特性調査

に取り組んでいる海外審査機関との連携を進め、国際人材の育成を推進する。

併せて、「東アジア植物品種保護フォーラム」等における国際協力活動を支援する。

(2) 育成者権の侵害対策及び活用促進の支援

育成者権の侵害対策及び活用促進のため、品種保護活用相談窓口による侵害相談への助言、育成者権者等からの依頼に基づく育成者権侵害状況の記録、植物体等の寄託及び DNA 情報の保存、品種類似性試験等の品種保護対策業務を機動的かつ確実に実施する。

育成者権侵害に関する情報を関係行政機関で共有するものとし、特に税関に対し、水際対策に関する情報がある場合には速やかな情報提供を行う。また、判定制度に伴う特性調査を実施する。

さらに、育成者権者のニーズを踏まえ、DNA 品種判別技術の妥当性の確認及びマニュアル化を進めるとともに、UPOV 加盟国における侵害対策に係る新技術の開発・利用状況及び有用な先進事例を含む最新動向の情報収集を行う。

(3) 農作物（飼料作物を除く。）の種苗の検査、指定種苗の集取、立入検査等

①指定種苗の集取等

優良な種苗流通の確保に資するため、種苗法に基づく種苗の検査については、種苗流通の実情を踏まえた実効性のある種苗検査を農林水産大臣の指示に基づき確実に実施する。

また、国からの指示に基づき、遺伝子組換え生物等の使用等の規制による生物の多様性の確保に関する法律（平成 15 年法律第 97 号）第 32 条の規定に基づく検査、種苗業者が EC 加盟国のナショナルカタログへ品種登録した種子の公的管理を着実に実施する。

②依頼検査の実施

国際的な種子流通の活性化に対応するため、国際種子検査に係る最新動向の情報収集等を踏まえ、必要な国際認証を取得し、依頼者のニーズに即した検査の利便性の向上を図る。

特に、病害検査については、検査処理能力の向上を図りつつ、原則として 50 日以内に検査結果の報告を行う。また、植物防疫法に基づく登録検査機関として、輸出検査に係る検査の一部（精密検査）を、依頼者からの申請に基づき実施する。

種子検査等の業務に係る国際機関である国際種子検査協会（ISTA）等が開催する会議に職員を派遣し、我が国の意見に留意した国際規格の策定に参画する。

経済協力開発機構（OECD）品種証明制度に基づくてん菜種子の検査は、依頼があった場合、着実に実施する。

(4) 健全なばれいしょ及びさとうきびの増殖に必要な種苗の生産、配布等

ばれいしょ及びさとうきびは、畑作振興上の重要な基幹作物である一方、増殖率が低く、病害虫に弱いという特徴を有することから、生産の基盤となる原原種については、以下のとおり、健全無病な種苗を安定的に供給することで、我が国の農業生産の振興に資するものとする。

ア 種苗の生産、配布の計画については、「ばれいしょ原原種及びさとうきび原原種配布要

綱」(昭和62年4月1日付け62農蚕第1969号農蚕園芸局長通知。)及びジャガイモシストセンチュウ抵抗性品種普及拡大の国の方針に基づき、複数年先までの道県の種苗の需要を踏まえつつ、新品種等の早期普及にも留意してこれを策定する。

イ 土壌改良、人材育成、新技術導入を計画的に進め、生産環境や管理体制を整えることで、原原種の品質の確保と生産力の向上を実現する。

ウ 気候変動対策等に関する最新の技術的知見を常に収集し、生産管理に反映することで、原原種の安定生産体制を強化する。また、有益な情報を得た場合、産地等に提供する。

エ 配布する原原種の無病性(病害罹病率0.1%未満)と品質(ばれいしょ萌芽率90%以上、さとうきび発芽率80%以上)を確保する。

オ 原原種の生産体系において、品種の純粋性を保つ管理体制を強化するとともに、ばれいしょ品種においては、変異体の確認を継続的に実施する。

カ 原原種の品質確認のため、道県等に対して配布先調査やアンケート調査を実施し、必要な改善策を検討・実施する。

キ ばれいしょ及びさとうきびに係る試験研究を行う試験研究機関等に対し、健全無病種苗の配布を行い、新品種の開発・普及を支援する。

(5) 研究開発業務との連携強化

研究開発部門と連携し、種苗管理業務が抱える課題の解決を図るとともに、研究開発部門が開発した新技術を速やかに導入し種苗管理業務の効果的・効率的な推進を図る。

5 農業機械関連業務

農業者の減少下においても生産水準が維持できる生産性の高い食料供給を確立するために、農業機械のスマート化等を通じた労働生産性の飛躍的向上や農作業事故を防ぐための農業機械の安全対策の強化等に向け、以下の分野を中心に業務を進めるとともに、期間中に生じる行政ニーズ等への機動的な対応を図る。

また、これらの業務の推進にあたっては、2に示した農業・食品産業技術研究との協力を適切に行うとともに、早期実現に向けた外部との連携強化、AI等先端技術の積極的な活用を進める。

(1) 労働生産性向上等に貢献する農業機械の開発促進

労働生産性の向上に資する農業機械の研究開発に当たっては、早期の普及拡大に向けて農業機械メーカー等がスマート農業機械に共通的に装備することができるモジュール開発等を進めるとともに、安全性の向上にも資する農作業ロボットや、労働生産性の向上と両立しうる、環境負荷低減に資する農業機械等の実用化開発を積極的に進める。

(2) 農業機械の安全対策の強化

流通する農業機械の更なる安全性の向上に向け、農業機械の安全性検査について、農作業事故の調査・分析結果を踏まえた安全基準の見直しや対象機種を追加等を不断に進める。

また、我が国におけるロボット安全対策について主導的な役割を担うとともに、国際標

準化に係る各種国際会議でのエンジニアミーティング等においてもイニシアティブを発揮する。

6 資金配分業務

(1) 生物系特定産業技術に関する基礎的研究の推進

基本計画等の国が定めた研究戦略等に基づいて行う生物系特定産業技術に関する基礎的な試験及び研究を、大学、高等専門学校、都道府県試験場、国立研究開発法人、民間企業等に委託することにより促進するとともに、「『知』の集積と活用場」による技術革新を通じたオープンイノベーションや異分野融合等を含む出口を見据えた進捗管理を行い、研究成果を着実に社会実装に結び付けることを目指して取り組む。

この達成に向けて、委託研究事業の多様化、研究開発に求められる様々な要請（社会実装（事業化、研究開発型スタートアップにおける資金調達・法人設立等）、知財・データ管理、研究公正、経済安全保障、国際連携等）、カバーすべき技術分野の拡大（工学・情報等）等に対応するために必要な研究マネジメント能力を高める等、個別研究課題に対応可能な研究マネジメント体制を整備する。

情報セキュリティ対策として、政府機関の統一基準を踏まえ、情報セキュリティ・ポリシーを見直すとともに、適切な対策を講じる。また、情報システムの整備及び管理については、デジタル庁が策定した方針に則り対応する。このほか、「国立研究開発法人の機能強化に向けた取組について」（令和6年3月29日関係府省申合せ）における研究セキュリティ・インテグリティの確保のための今後の取組の方向性に沿って、資金配分機関に求められる対応を実施する。

農林水産・食品分野において解決すべき重要課題に関する国内外の研究開発動向の調査・分析に基づく研究開発の提案や、他の資金配分機関等外部機関との連携強化による研究成果の社会実装の推進等、資金配分機関としての機能強化に取り組む。

以上のほか、国内外の優れた提案の促進につながる情報発信、任命されたプログラムディレクターを中心とした研究課題の進捗管理の徹底、研究成果の社会への波及状況の調査・分析等、優れた提案の掘り起こしから社会実装に至るまでの課題管理を徹底する。

(2) 民間研究に係る特例業務

民間研究特例業務勘定において、委託費の一部返還額の回収等に努めるとともに、当該業務の終了に向けて、令和7年度末時点における有価証券評価損を含めた繰越欠損金について、償還期限を迎えた保有有価証券を収益化することにより令和13年度末までに解消する。

第4 業務運営の効率化に関する事項

1 経費の合理化

運営費交付金を充当して行う事業について、業務の見直し及び効率化を進め、一般管理費については少なくとも対前年度比3%の合理化（公租公課を除く。）、業務経費については少なくとも対前年度比1%の合理化（公租公課を除く。）を図る。

2 調達合理化

「独立行政法人における調達等合理化の取組の推進について」（平成 27 年 5 月 25 日総務大臣決定）等を踏まえ、公正かつ透明な調達手続による、適正で迅速かつ効果的な調達を実現する観点から、毎年度策定する「調達等合理化計画」の中で、定量的な目標や具体的な指標を設定し、取組を着実に実施する。

加えて、調達に要する時間の大幅な短縮が可能となるよう、公正性を確保しつつ、迅速な調達方法を導入する。

3 法人全体のデジタルトランスフォーメーション

組織全体で業務の効率化を実現するため、業務改革（BPR）を実施した上で、AI の活用等デジタルツールの計画的な導入やシステム改善等を積極的に行う。

4 研究拠点・研究施設・設備の計画的な整備

良好な研究環境の維持及び施設維持費削減へ向け、限られた予算・人員を踏まえつつ、研究拠点の集約化・見直しを着実に進めるとともに、研究ニーズへの対応や農研機構の機能強化、老朽化対策と連動した研究施設・設備整備を重点的かつ計画的に推進し、農研機構全体としての最適化と効率的な運用を図る。

第5 財務内容の改善に関する事項

1 業務の効率化を反映した予算の策定と遵守

適切で効率的な業務運営を行うことにより、収支の均衡を図る。

また、「第4 業務運営の合理化に関する事項」及び収支の均衡を踏まえた中長期計画の予算を作成し、当該予算による運営を行う。独立行政法人会計基準等を踏まえ、収益化単位の業務ごとに予算と実績を管理するとともに、一定の事業等のまとまり（セグメント）ごとに情報の開示に努める。

2 自己収入の確保

「独立行政法人改革等に関する基本的な方針」（平成 25 年 12 月 24 日閣議決定）において、「法人の増収意欲を増加させるため、自己収入の増加が見込まれる場合には、運営費交付金の要求時に、自己収入の増加見込み額を充てて行う新規業務の経費を見込んで要求できるものとし、これにより、当該経費に充てる額を運営費交付金の要求額の算定に当たり減額しないこととする。」とされていることを踏まえ、資金提供型共同研究や受託研究等の外部資金の獲得、適正な水準での特許実施料の拡大、受益者負担の適正化等により、多様な手段で自己収入の積極的な確保に努める。

また、自己収入のうち用途が限定されないものについては、農研機構の活動強化のための経費として戦略的に全体最適の視点で活用する。

3 保有資産の処分

保有資産については、「独立行政法人の保有資産の不要認定に係る基本的視点について」（平成 26 年 9 月 2 日付け総管査第 263 号総務省行政管理局通知）に基づき、保有の必要性を不断に見直し、保有の必要性が認められないものについては、不要財産として国庫納付等を行う。

4 繰越欠損金の着実な解消

第 3 の 6 の（2）民間研究に係る特例業務に記載のとおり、繰越欠損金の着実な解消を図る。

第 6 その他業務運営に関する重要事項

1 ガバナンスの強化

（1）内部統制システムの充実・強化及びコンプライアンスの推進

「独立行政法人の業務の適正を確保するための体制等の整備」（平成 26 年 11 月 28 日総務省行政管理局長通知）等を踏まえ、役員の役割・権限・責任を明確にし、理事長のトップマネジメントによる内部統制を充実・強化する。

農研機構に対する国民の信頼を確保する観点から、化学物質や生物材料の適正な利用・管理や労働安全、研究不正等に関する法令や規則等の遵守や倫理保持に対する役職員の意識向上を図る。あわせて、法令に基づく手続きや法令遵守の確認作業の効率化、リスク案件発生時に迅速な報告が可能な仕組みについて、システム化等も含め、検討、実施する。

また、現場と役員が双方向の意見交換を行う等により、業務運営に当たっての相互理解を促進する。

（2）研究セキュリティ・インテグリティの確保及び情報セキュリティの強化

研究不正や技術流出等のリスクに対応するため、「国立研究開発法人の機能強化に向けた取組について（令和 6 年 3 月 29 日関係府省申合せ）」やその他の政策方針に則り、研究セキュリティ・インテグリティの確保に必要な取組を行う。

また、情報システムについては、「政府機関等のサイバーセキュリティ対策のための統一基準群」等を踏まえた対策の実施及び改善を行うとともに、「情報システムの整備及び管理の基本的な方針」（令和 3 年 12 月 24 日デジタル大臣決定）に則り、PMO の管理のもと適切に対応する。

（3）情報公開の推進等

公正な法人運営を実現し、法人に対する国民の信頼を確保する観点から、独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律（平成 13 年法律第 140 号）に基づき適切に情報公開を行うとともに、個人情報保護に関する法律（平成 15 年法律第 57 号）に基づき個人情報の適切な保護を図る。

（4）環境対策・安全衛生管理の推進

エネルギーの有効利用やリサイクルの促進に積極的に取り組み、みどりの食料システム

戦略に基づく環境配慮のチェック等を着実にを行う。

安全衛生面に関わる事故等を未然に防止するため、第5期で構築した管理体制を適切に運用するとともに、組織全体での労働安全への意識を向上させる取組を行い、現場に定着させる。あわせて、災害等による緊急時の対策を整備する。

2 人材の確保・育成

(1) 多様な人材の確保と育成

第5期中長期目標期間において、外部の人材の登用を含む計画的な採用活動等により、多様な人材確保を進め、特にAI等の先端技術を活用できる人材の確保・育成等を推進してきたところである。第6期中長期目標期間においても引き続き、研究開発から社会実装、組織運営等の各部門において、戦略上重要な分野に重点を置き、必要性を見極めながら、多様な人材の確保・育成の取組を推進する。この際、長期的な法人運営を見据え、将来に向けた職員の年齢構成の平準化と、獲得競争が激しい分野の人材の採用及び育成を戦略的に進める。

また、次世代を担うイノベーションリーダーやAI人材、フィールドサイエンス人材、ハブ機能強化にかかる人材等、法人の事業展開に必要な人材を着実に育成する。

(2) 人事に関する計画

今後の職員の数や年齢層の推移、研究拠点の集約化・見直しの状況も踏まえ、農研機構の業務を円滑に遂行できるよう人材配置計画を定め実現を図る。その際、職種にとらわれないキャリアパスの形成と適材適所の人員配置を行い、組織運営ノウハウ、研究手法等、研究機関としての技術力の継承等に配慮する。農研機構の業務高度化のためには、異分野の技術シーズや先進ノウハウの活用等が有効であり、クロスアポイントメント制度等も利用して積極的な人事交流を行う。

優秀な女性・若手職員を積極的に採用するとともに、男女共同参画社会基本法（平成11年法律第78号）等を踏まえ、女性の幹部登用、ワークライフバランス推進等の男女共同参画の取組を強化する。

(3) 人事評価制度の的確な運用

公正かつ透明性の高い職員の業績及び行動を評価するシステムを運用する。その際、研究職員の評価は、研究開発成果の農業界・産業界への貢献、行政施策・措置の検討・判断への貢献、地方創生への貢献、倫理・遵法等、多様な視点からの適切な評価によりの確な運用を図るものとする。

人事評価結果については、組織の活性化と実績の向上を図る観点から適切に処遇等に反映する。

(4) 報酬・給与制度の的確な運用

役職員の給与については、職務の特性や国家公務員・民間企業の給与等を勘案した支給水準とし、透明性を向上し、また説明責任を果たすため、給与水準を公表する。一方、国

際的な競争に後れをとらないよう科学技術・イノベーション創出の活性化に関する法律(平成20年法律第63号)第13条に基づいた卓越した研究者等への弾力的な処遇に取り組む。

国立研究開発法人農業・食品産業技術総合研究機構に係る政策体系図

【政府の方針等】

食料・農業・農村基本計画〔令和7年4月11日閣議決定〕

- ・食料安全保障の確保
- ・農業の持続的発展
- ・環境と調和のとれた食料システムの確立
- ・多面的機能の発揮
- ・農村の振興

【技術政策】

- ・科学技術・イノベーション基本計画
- ・農林水産研究イノベーション戦略 等

【法人の目的】

農業及び食品産業に関する技術上の試験及び研究等により、農業等に関する技術の向上に寄与。
品種の保護・活用と優良種苗の流通確保のための種苗管理。

- ・試験研究を行うことにより、農業・食品産業に関する技術の向上に寄与する。
- ・基礎的な試験・研究等を推進することにより、生物系特定産業技術の高度化に資する。
- ・次世代を担う農業機械の開発等を行う。
- ・適正な農林水産植物の品種登録の実施及び優良種苗の流通等を図るための種苗管理を行う。

【法人の事業】

研究開発の推進(試験及び研究等)

- ・地域農業研究センターが各地域における産官学連携と技術普及の拠点として、都道府県試験場や大学、民間企業等と連携し、技術の開発や実用化に向けた改良、技術普及の実施
- ・AI等を搭載したスマート農機やスマート育種支援システムの開発等により従来技術を飛躍的に発展させた生産基盤技術を構築し、我が国の食料安全保障の確保に貢献
- ・新たなバイオ産業の創出による産業競争力の強化と新市場の開拓に貢献
- ・環境と調和を図りつつ持続的に食料生産が可能な食料システムの確立に貢献
- ・先端研究基盤の整備と活用

生物系特定産業技術に関する基礎的研究の推進等

農業機械関連業務の推進

種苗管理業務の推進

国立研究開発法人農業・食品産業技術総合研究機構（農研機構）の使命等と目標との関係

（使命）

我が国の農業・食品分野の中核研究機関として、農業・食品産業の発展と環境保全の両立に貢献し、社会に大きなインパクトを与えるイノベーションの起点となること。

（現状・課題）

◆強み

- 食料の自給力向上と安全保障、農業・食品産業の競争力強化と輸出の拡大、生産性の向上と環境保全の両立等を目指し、社会問題の解決に資する研究開発や社会実装の推進。とりわけ、スマート農業や新品種開発等は、我が国において農研機構がリード
- みどりの食料システム戦略をはじめとする行政ニーズにも対応
- 理事長の強力なリーダーシップの下、組織内の連携を徹底し、基礎から応用に至るまでインパクトのある研究開発の推進とともに、国内の研究開発ニーズに対して機動的に対応する体制を構築し、農業・食品産業の持続的発展に貢献

◆課題

- 施設の多くが耐用年数を迎つつある中で、良質な研究環境を維持するための施設・設備更新
- 人材の構成や確保の面で、特に50代の職員が多い現状において、今後の研究の継続性やノウハウの継承

（環境変化）

- 農業従事者の減少・高齢化の進展とともに、人口減少に伴う国内市場の縮小
- 農林水産物・食品の輸出等のバイオエコノミー市場の拡大
- 気候変動の進行による高温、干ばつ、洪水等の極端現象の頻発と、農業生産への影響の深刻化
- 先端技術の急速な進展とともに、これらの技術を活用することで研究開発のスピードも一段と加速

（中長期目標）

○政策課題に沿った研究開発及び社会実装

食料安全保障の確保、海外等新市場の開拓、環境と調和した持続可能な食料システムの確立等の政策課題解決に資する重点的な研究開発課題を設定し、大学や民間企業等との適切な役割分担のもと連携しつつ、農研機構が中核となり基礎から応用まで一貫通貫した研究開発の実施及び効果的・効率的な社会実装の実施

○産官学連携のハブとしての機能の強化

研究開発から成果の社会実装まで迅速に対応し、イノベーション創出の起点となるために、研究基盤の強化や地域連携拠点の整備等を行い、農研機構が都道府県試験場や大学、民間企業等を繋ぐ、産官学連携のハブとしての機能の強化

○研究リソースを最適化するマネジメント

限られた研究リソース（資金・人材・施設）の中で、研究課題等の優先度を勘案しつつ、農研機構のポテンシャルを最大限引き出す最適なりソースマネジメントの実施